

平成28年11月9日

食堂・喫茶室営業者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

仙台高等裁判所事務局長 竹内 努

仙台高等・地方・簡易裁判所庁舎の一部において、有償による使用許可を受け、食堂・喫茶室の営業をされる方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

仙台高等・地方・簡易裁判所庁舎における使用許可（食堂・喫茶室の営業）の相手方の選定

2 募集の趣旨

仙台高等・地方・簡易裁判所庁舎の一部において、食堂・喫茶室（食堂のみ又は喫茶室のみも可）の営業をさせる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人，個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とする。

3 使用許可をする場所

仙台市青葉区片平一丁目6番1号

仙台高等・地方・簡易裁判所合同庁舎 地下1階

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、食堂・喫茶室の営業をする。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成28年11月9日（水）から同月22日（火）まで（土曜日，日曜日及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後4時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。）

イ 交付場所

仙台高等裁判所事務局会計課営繕係

仙台市青葉区片平一丁目6番1号

電話022（745）6249（営繕係直通）

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送による交付を希望する場合は、事前にイの交付場所に電話連絡の上，封筒（送付先を記載したもの）及び郵便切手（額につ

いては、電話連絡の際にお知らせする。)をイの交付場所に送付する。なお、電送による交付の申込みは受け付けない。)

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成28年12月7日(水)から同月13日(火)までの午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時00分までを除く。)

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に郵送(アの期限必着)又は持参する方法による(電送による提出は受け付けない。)

エ 提出部数 4部(正本1部 副本3部)

6 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面にて受け付けるので、提出場所に郵送(イの期限必着)又は持参する。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成28年11月30日(水)午後4時00分まで

ウ 提出場所 上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

(2) 回答書は、平成28年12月5日(月)午後4時00分までにファクシミリにより送付する。

7 応募参加資格及び使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 次のいずれかに該当する応募者は欠格とする。

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに掲げる者の依頼を受けて公募に参加しようとする者

(2) 提出した企画提案書等が次のいずれかに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所，提出期限又は提出方法が5(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(3) (1)及び(2)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し，最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語，通貨及び単位は，日本語，日本円，日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は，すべて応募者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書の内容を確認するため，必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。